

公安委員会	平成29年における少年非行、児童虐待	平成30年3月8日
説明資料No. 1	及び子供の性被害の状況について	少年課

1 少年非行

	平成29年	平成28年	増減	増減率(%)
刑法犯少年の検挙人員	26,797	31,516	▲ 4,719	▲ 15.0
刑法犯少年の人口比	3.8	4.5	▲ 0.7	—

- 刑法犯少年は検挙人員が2万6,797人、人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。）が3.8と継続して減少しており、いずれも戦後最少を更新。
- 刑法犯少年の包括罪種別では、知能犯と風俗犯以外の罪種で減少傾向。
- 再犯者率は前年と比較して減少。
- 特別法犯少年の法令別では、全体に占める割合は少ないものの大麻事件と児童ポルノ事件が増加傾向。
- 振り込め詐欺の検挙人員は478人と増加（前年同期比+126人）。検挙人員の7割強が「受け子」。
- いじめに起因する事件の検挙・補導件数は155件で、減少傾向にあったが増加（前年同期比+6件）。
インターネットを利用した事件は10件（前年同期比-4件）。

2 児童虐待

(1) 通告児童数

- 警察から児童相談所に通告した児童数は65,431人と継続して増加。
- 態様別では、心理的虐待が約7割、身体的虐待が約2割を占める。
なお、心理的虐待については、その6割強を面前DV（児童が同居する家庭における配偶者等に対する暴力）が占める。

(2) 保護児童数

- 児童の生命・身体の安全が脅かされる危険があるなどの緊急時や夜間等に警察として保護した児童数は3,838人と継続して増加。

(3) 児童虐待事件検挙状況

- 検挙件数は1,138件で、検挙人員及び児童虐待事件に係る被害児童数とともに過去最多。

3 子供の性被害

(1) 児童ポルノ事件

- 検挙件数は2,413件、検挙人員は1,703人と継続して増加しており、過去最多を更新。態様別では、製造事件の検挙件数が約6割を占める。

○ 被害児童数は1,216人で過去最多であった平成28年に比べ減少したが、継続して増加傾向にある。学職別では、高校生の被害が約4割、中学生が4割弱、小学生以下が約2割。

○ 被害態様別では、自画撮り被害が約4割を占め、最多。

自画撮り被害の約7割がスマートフォンを使用してコミュニティサイトにアクセスしたことに起因している。

自画撮り被害に遭った児童の約8割が、面識のない者から要求されて画像を送っている。

○ 低年齢被害児童（小学生以下）の被害態様をみると、強制性交等・強制わいせつ等の手段により児童ポルノを製造されたものが約4割を占める。

(2) 児童買春事件等

○ 3罪種（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例））合計の検挙件数は2,580件、検挙人員は2,057人。

いずれも平成18年以降減少傾向にあったが、平成24年以降は増加傾向にある。

○ 3罪種合計の被害児童数は1,823人で、平成16年以降減少傾向にあったが、平成27年以降増加。学職別では、いずれの罪種も高校生の被害が最多。

4 当面の対策

(1) 少年非行

○ 非行防止教室や街頭補導等の「非行少年を生まない社会づくり」を関係機関・団体やボランティア等地域社会と連携し継続的に推進。

(2) 児童虐待

○ 協定の締結等を通じた児童相談所等関係機関との情報共有の徹底。

○ 現場警察官の対応力向上に資するためのベスト・プラクティスの共有と危険度判断のアセスメントツールの活用促進。

(3) 子供の性被害

○ 「子供の性被害防止プラン」を踏まえた関係府省庁と連携した児童ポルノの製造や児童買春を始めとした子供の性被害の撲滅に向けた取組の推進。

○ 低年齢児童を性的好奇心の対象とする者による事件等の取締りの推進。

○ 自画撮り被害等子供の性被害防止を図るため、関係機関、団体等と連携し、広報啓発活動を推進。

1 風俗営業等の許可・届出数及び行政処分状況

別添

(単位：件)

	許可・届出数				取消し等		停止命令		指示	
	H29	H28	増減数	増減率(%)	H29	前年比	H29	前年比	H29	前年比
風俗営業	87,773	89,409	▲ 1,636	▲ 1.8	134	▲ 27	339	22	4,494	▲ 193
うち1号(キャバレー等)	63,956	64,528	▲ 572	▲ 0.9	116	▲ 28	312	22	3,630	▲ 114
うち4号(ぱちんこ屋等)	19,436	20,268	▲ 832	▲ 4.1	12	3	25	▲ 1	744	▲ 92
特定遊興飲食店営業	305	208	97	46.6	0	0	0	0	9	9
深夜酒類提供飲食店営業	270,793	274,922	▲ 4,129	▲ 1.5	-	-	43	13	647	5

- 風俗営業の許可数(営業所数)は、継続して減少
- 平成28年に新設された特定遊興飲食店営業の許可数は305件、東京・大阪・福岡で全体の約57%

1
3

2 性風俗関連特殊営業の届出数及び行政処分状況

(単位：件)

	届出数				廃止命令		停止命令等		指示	
	H29	H28	増減数	増減率(%)	H29	前年比	H29	前年比	H29	前年比
性風俗関連特殊営業	32,084	31,892	192	0.6	0	0	14	▲ 9	605	▲ 81
うち店舗型性風俗特殊営業	7,862	8,000	▲ 138	▲ 1.7	0	0	9	0	321	▲ 55
うち無店舗型性風俗特殊営業	21,398	21,123	275	1.3	0	0	5	▲ 9	284	▲ 25

- 性風俗関連特殊営業の届出数は継続して増加しており、中でも無店舗型性風俗特殊営業の届出数は11年連続で増加

5

3 風俗関係事犯の取締り状況

	H29		H28		増減数		増減率(%)	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風営適正化法違反	1,752	1,849	1,883	2,022	▲ 131	▲ 173	▲ 7.0	▲ 8.6
売春防止法違反	460	388	570	443	▲ 110	▲ 55	▲ 19.3	▲ 12.4
わいせつ事犯	2,557	2,003	2,743	2,293	▲ 186	▲ 290	▲ 6.8	▲ 12.6
うちコンピュータ・ネットワーク利用	781	-	827	-	▲ 46	-	▲ 5.6	-
ゲーム機等使用賭博事犯	49	387	78	442	▲ 29	▲ 55	▲ 37.2	▲ 12.4
公営競技関係法令違反	6	11	23	28	▲ 17	▲ 17	▲ 73.9	▲ 60.7
合計	4,824	4,638	5,297	5,228	▲ 473	▲ 590	▲ 8.9	▲ 11.3

- 風俗関係事犯の検挙は、件数、人員共に継続して減少

7,8

4 今後の方針

- 風俗営業等の健全化のための指導の推進及び法令違反に対する迅速かつ厳格な行政処分の実施
- 違法な性風俗関連特殊営業等の取締りの推進
- 地域やサイバー空間における風俗上の問題点等を踏まえた取締りの推進

1 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案概要（遠隔自動走行関係）

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）の一部を改正し、国家戦略特別区域会議が、遠隔自動走行を含む国家戦略特別区域革新的技術実証事業を定めた区域計画（技術実証区域計画）を定め、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、実証事業者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に基づく道路使用許可を受けたものとみなすこととするもの。

以下、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律による改正後の国家戦略特別区域法を「改正法」という。

※1 道路使用許可による手続

遠隔自動走行を行う実証事業者は、所轄警察署長等に対し道路使用許可を申請し、当該申請を受けた所轄警察署長等は、「遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準」（平成29年6月策定・公表）に従って審査した上、道路使用許可を行う。

※2 遠隔自動走行の実証実験の実施状況

平成29年12月以降、東京都、石川県及び愛知県において実施。

※3 現在、国家戦略特別区域に指定されている区域

10区域（東京圏、関西圏、仙北市、仙台市、新潟市、愛知県、養父市、広島県・今治市、福岡市・北九州市及び沖縄県）

2 警察に係る安全確保のための仕組み

- 国家戦略特別区域会議は、遠隔自動走行を含む技術実証区域計画を定めようとする場合、所轄警察署長等に協議し、同意を得なければならない。（改正法第25条の2第4項）
- 協議を受けた所轄警察署長等は、道路使用許可と同一の基準により審査した上、同意をするか否かを判断する。（改正法第25条の2第9項）
- 所轄警察署長等は、同意をする場合、危険防止等のため必要な条件を定めることができる。（改正法第25条の2第10項）
- 条件の追加・変更、条件に違反した場合等における罰則等についても、道路使用許可による場合と同様に道路交通法に基づき適用する。（改正法第25条の4第1項、道路交通法第77条第4項、第119条第1項第13号等）

3 今後の予定

平成30年3月13日（火） 閣議決定（予定）